

一般財団法人関西棋院公認囲碁インストラクター規定

第1条【目的】

本規定は、一般財団法人関西棋院公認囲碁インストラクター（以下、「インストラクター」という）の制度を定め、伝統文化である囲碁の普及及び囲碁愛好者の育成に寄与することを目的とする。

第2条【条件】

次の各号の条件に該当する満20歳以上の者は、インストラクターとなる資格を有する。

- ① インストラクター認定試験に合格した者
- ② 大阪商業大学にて開講しているインストラクター養成コースを修了し関西棋院より認定を受けた者

第3条【登録申請・手続き】

- 1 前条の資格を有する者がインストラクターとなるには、所定の登録申請書に必要事項を記入し細則で定めのある年間登録料を添えて申請しなければならない。
- 2 申請を受理された者は関西棋院に備え付けられているインストラクター名簿に登録されるものとする。

第4条【登録期間】

登録期間は申請を受理した月から1年とする。

第5条【役務・責務】

- 1 インストラクターは本院の方針に従って囲碁普及と囲碁愛好者の育成を役務とし、関西棋院及びインストラクターの信用・品位を害するような行為をしてはならない。
- 2 インストラクターとなった者には次の各号の責務が生じる。
 - ① 1年毎の登録更新
 - ② 年間登録料の支払い（登録更新時）
 - ③ 年間活動報告書の提出（登録更新時）
 - ④ 関西棋院機関誌『囲碁関西』の年間購読

第6条【特典】

インストラクターには次の各号の特典が与えられる。

- ① インストラクター認定証及び登録証
- ② 囲碁用品及び書籍の割引購入
- ③ 級免状の進呈
- ④ 催事開催の際の関西棋院囲碁サロン割引利用
- ⑤ テキストの進呈（入門編・基礎編・初級編・指導者用参考書、各1冊のみ）
- ⑥ 『囲碁関西』新年号のインストラクター名簿への記載
- ⑦ 関西棋院公認の教室の開設（詳細な計画書の提出が必要）
- ⑧ 入門教室開講の際のテキスト・紙9路盤等の進呈（詳細な計画書の提出が必要）
- ⑨ その他細則で定める付与特典

第7条【職階】

インストラクターは次の各号の通り3区分に分類される。但し、下記の②号及び③号については細則で定める条件を満たした場合のみ認められるものとする。

- ① インストラクター
- ② A級インストラクター
- ③ S級インストラクター

第8条【登録変更】

インストラクターは登録申請した際の事項に変更が生じた場合は、速やかに関西棋院に届け出なければならない。

第9条【継続登録】

- 1 インストラクターが登録を継続する際には、登録期日満了日1ヶ月前から満了日までの間に関西棋院に対して年間登録料を添えて年間活動報告書を提出しなければならない。
- 2 いかなる場合でも前項の期間を経過後、登録を行う場合は新規登録となる。

第10条【登録取消】

関西棋院はインストラクターの登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は直ちに登録を取り消すことができるものとする。

- ① 本規定及びその細則に違反したとき
- ② 虚偽申請その他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したとき
- ③ インストラクターとして適格性を欠く重大な非行を行ったとき
- ④ その他関西棋院が不適格と認めたとき

施行 平成19年8月6日
改正 平成25年2月26日